

2005.11.2

第一回 知的創造サイクル専門調査会における当職の意見

日比谷パーク法律事務所代表パートナー
大宮法科大学院大学教授
エンタメ・ロイヤーズ・ネット理事長 弁護士 久保利英明

今回、当職は地方出張中のため出席できないので、以下の通り、書面により意見を述べる。

< 意見の対象 >

() 活用分野

b) 地域、中小・ベンチャーによる知財の活用推進について

< 意見の趣旨 >

中小・ベンチャー企業、地方公共団体が知財の活用を行うためには、必須のインフラとして企業内・行政内に弁護士、少なくとも知的財産権に理解のある法務専門家を採用することが必要である。

< 意見の理由 >

1. 組織内に知財や法律の専門家がなければ知財専門家を活用することは出来ない

推進計画 2005 が提唱するように、知的財産の活用のためには弁理士や弁護士を利用することは当然である。そのために知財ネットやエンタメ・ロイヤーズ・ネットも、尽力を惜しむものではない。しかし、彼らを活用するためにはユーザーサイドにもその種の専門職が必要である。税理士や公認会計士による経理・財務アドバイスを例に取れば、彼ら専門家の助言や提案が実効性を持つためには、企業内に経理を担当する内部専門家である経理担当者の存在が必須であることは何人も疑わない。現にそれらの部署が存在しない企業も公共団体も考えられない。

しかし、知的財産権に目を転じてみれば、中小・ベンチャー企業や地方公共団体の内部には知的財産の担当セクションはなく、特許課はおろか、法律事項についての内部専門家たる法務課すら存在していない。従ってこれらの組織内には知的財産を理解し、プロフェッションの提案や助言を受けてもそれを実現させる能力を有する社員・職員が存在しないのが現状である。

2. 中小企業や地方公共団体の法的能力はすこぶる脆弱であり、法的権利の塊である知的財産権を取り扱える段階にはない

このような現状では、如何に弁理士情報が提供され、知財ネットの弁護士が

協力しようとしても、知的財産権に関する実効性のある企業・行政活動は期待できない。特に地方公共団体の法的人材不足・能力不足は著しいものがある。当職の知る限り、法務セクションのある自治体は東京都を始めとしてごく少数にとどまり、条例制定権を有しながらも、その合憲性、適法性について判断する法制局的存在すら皆無に等しい。

遠回りのように見えて、実際は中小企業・地方公共団体の法律的基础能力を高めることが知財活用のためには絶対的に必要なのである。なぜならば知的財産権とは製造ノウハウや技術とは異なって、公開され或いは公衆からアクセスされるのが前提であり、その模倣や盗用を禁止するための法的保護を受けて初めて価値を有するのである。法的能力を持たない企業や自治体が、取得し、保護し、活用し、収益を上げ、或いはそれらの支援を行うことは本来無理なのである。

3．今こそ中小企業や地方自治体の法律能力増強の好機である

幸いにして法科大学院は全国に74を数え、その学生数も一年次6000名に近い。一方、新規法曹資格者は05年の1200名から、2年後の07年には2600名(05年現行試験合格者1500名+06年新司法試験合格者1100名)へと急増し、2010年には3000名となる予測である。それだけ合格者を増やしても法科大学院を卒業し、法務博士の資格を得ながら、法曹資格を取得できない者は2,3割では止まらないとの予想もある。

勿論、理科系の大学院を卒業し、ロースクールでみっちり法律教育を受けて法曹資格を取得した弁護士も激増する。現行司法試験では数えるほどしかない理系出身の弁護士が群れをなして登場するのである。一方、司法研修所の収容人員の枠に阻まれて、知財弁護士としては活躍の舞台を与えられない学生も出てくる蓋然性が高い。こうした逸材を中小・ベンチャーや地方公共団体が獲得するには絶好の機会である。

4．まとめ

このような企業サイド、自治体サイドの現実と新規法曹の発生を十分に検証して、当専門調査会は、知財立国の為の重要インフラである法曹への新しい活躍の場の提供と中小・ベンチャー企業、地方公共団体の知財戦略を結合させる推進計画を至急提言すべきである。

以上